

熊本県公報

第12832号
令和元年(2019年)
6月18日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1
- ソフトウェアライセンスの一括調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (情報政策課) 2
- 低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 2
- 最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領…………… () 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… () 3
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 4

公 告

- ソフトウェアライセンスの一括調達に係る一般競争入札の実施…………… (情報政策課) 4
- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障がい者支援課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 10

正 誤

- 平成31年(2019年)4月9日熊本県内水面漁場管理委員会指示第1号(うなぎの採捕制限)中…………… (内水面漁場管理委員会) 11

告 示

熊本県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
地域福祉拠点 小手毬 球磨郡錦町一武1607-3	社会福祉法人つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1 恒松 丈一	生活介護	令和元年(2019年)6月7日

熊本県告示第104号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域

3 荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町
 3 検査日等

検査日 (令和元年(2019年))	検査受付時間	検査場所
8月1日	午前10時から午後3時まで	長洲町町民センター
8月2日	午前10時から午後3時まで	J A たまな 南関供給センター
8月6日	午前10時から午後3時まで	J A たまな 玉東総合支所
8月7日	午前10時から午後3時まで	荒尾浄化センター
8月8日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
8月9日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
8月19日	午前10時から午後3時まで	玉名市天水町公民館
8月20日	午前10時から午後3時まで	玉名市岱明支所
8月21日	午前10時から午後3時まで	玉名市横島支所
8月22日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所本庁舎
8月23日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所本庁舎
8月27日	午前10時から午後3時まで	和水町役場三加和総合支所・車庫
8月28日	午前10時から午後3時まで	和水町役場本庁・庁舎裏車庫

4 検査を実施する指定定期検査機関
 一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第105号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 ソフトウェアライセンスの一括調達
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和元年（2019年）6月28日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付（令和3年（2021年）10月1日から令和3年（2021年）11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第106号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和元年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

- 2(2)及び2(3)中「第2条第3号」を「第2条第4号イ」に改め、「もの」の次に「又は施行令第167条の10の2の規定による総合評価競争入札によるもの」を加える。
- 6(2)中「情報企画課長」を「情報政策審議監」に改める。
- 附則第2項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第107号

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和元年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領
最低制限価格事務処理要領（平成16年熊本県告示第274号）の一部を次のように改正する。

- 2(1)及び2(6)中「第2条第3号」を「第2条第4号イ」に改める。
- 3(1)及び3(2)中「予定価格」の次に「に108分の100を乗じて得た額」を加える。
- 4中「この場合の、端数処理は次のとおりとする。」を削り、(1)及び(2)を削る。
- 附則第2項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「4の」を「3の」に、「4中「1.08」」を「3中「108分の100」」に、「1.10」を「110分の100」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第108号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として令和元年（2019年）6月10日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	襦袢妻の急所 寝間を覗いて！（新日本映像） 変態おやじ ラブ・ミー！イッてんだぁ～（オーピー） 完熟女将 白い太股と赤い唇（新日本映像） 悶絶恋愛日記 濡れ濡れ三姉妹（新東宝映画） 性鬼人間第二号 ～イキナサイ～（オーピー） 馬と人妻の痴態（新日本映像） 誰にでもイヤラシイ秘密がある（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第109号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人明照園 天草市久玉町1 273番地1	特別養護老人ホーム明照園 天草市久玉町1 273番地1	431100031	令和元年（2019年）6月6日	介護老人福祉施設

熊本県告示第110号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人 明照園 天草市久玉町 1273番地 1	ユニット型特別 養護老人ホーム 明照園 天草市久玉町1 273番地1	431100375	令和元年（2019年）6月6日	介護老人 福祉施設

熊本県告示第111号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NPO法人西山会
熊本市西区花園六丁目6番51号
西 正伸

公 告

熊本県公告第103号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称
ソフトウェアライセンスの一括調達
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達の内容
ソフトウェアライセンスの一括調達に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 納入期限
令和元年（2019年）9月13日（金）
- (6) 納入場所
要求仕様書による。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本調達に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入

- 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和元年(2019年)6月28日(金)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札をする場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和元年(2019年)7月16日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)7月16日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)7月30日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年(2019年)7月29日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和元年(2019年)7月30日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)7月29日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班
 電話番号 096-333-2143
 ファックス番号 096-381-8211
 イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
 (1) Name of procured goods / services:
 One-time procurement of multiple software licenses
 (2) Date and Place for tender:
 Date: 10:00 a.m. July 30, 2019
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Information Policy Division, Transportation Policy and Information
 Bureau, Department of Planning and Development
 Kumamoto Prefectural Government
 (9th floor of Prefectural Government New Building)
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2143
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第104号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成30年度（2018年度）下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。
 令和元年（2019年）6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

- (1) 概況
 今期の外来患者は、延人数13,094人、1日平均109.1人で前年度同期と比較すると、延人数では102人、1日平均では0.9人の減少となっている。
 また、入院患者については、延人数19,478人、1日平均107.0人、病床利用率71.3パーセント（稼働病床150床を基礎として算出）で、前年度同期と比較すると、延人数で644人、1日平均では3.6人、病床利用率では2.4ポイントの減少となっている。
 なお、外来患者延人数のうち平成24年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は1,156人で、前年度同期と比較すると355人の増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況 (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	2,395	2,422	2,151	2,024	1,960	2,142	13,094
1日平均	108.9	115.3	113.2	106.5	103.2	107.1	109.1

② 入院患者の状況 (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	3,396	3,367	3,383	3,300	2,872	3,160	19,478
1 日 平 均	109.5	112.2	109.1	106.5	102.6	101.9	107.0
利 用 率	73.0%	74.8%	72.8%	71.0%	68.4%	68.0%	71.3%

③ 入退院調 (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入 院 者 数	16	14	15	13	15	11	84
退 院 者 数	15	17	19	17	15	14	97
月 末 患 者 数	112	109	105	101	101	98	

④ 児童・思春期 (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延 数	211	200	199	182	180	184	1,156

⑤ 外来患者病名別調 (延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
器 質 性 精 神 障 害	認 知 症	アルツハイマー型	1	1	4	2	1	1	10
		血管性							
		その他	7	6	5	4	5	2	29
	その他		21	18	19	20	16	23	117
精 神 作 用 物 質 に よ る 精 神 及 び 行 動 の 障 害	アルコール	72	79	86	79	75	58	449	
	覚醒剤	35	40	38	31	28	16	188	
	その他	4	5	3	2	4	27	45	
統合失調症		1,131	1,042	980	923	859	984	5,919	
気分(感情)障害		601	556	501	475	469	498	3,100	
神経性障害、ストレス関連障害等		248	246	229	209	215	219	1,366	
生理的障害等		34	36	30	30	33	2	165	
成人のパーソナリティ障害		4	3	1	1	1	1	11	
知的障害(精神遅延)		18	30	30	25	23	3	129	
心理的発達の障害		93	96	98	103	110	71	571	
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		66	69	76	60	59	101	431	
てんかん		22	19	20	22	20	6	109	
その他		38	176	31	38	42	130	455	
合計		2,395	2,422	2,151	2,024	1,960	2,142	13,094	

⑥ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
器質性精神障害	認知症				24	21	14	59
	アルツハイマー型							
	血管性							
	その他					7		7
	その他	155	152	168	147	137	147	906
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール	289	247	220	256	146	168	1,326
	覚醒剤	31	34	33	31	31		160
	その他						2	2
統合失調症		2,062	1,938	1,928	1,897	1,726	1,752	11,303
気分(感情)障害		367	440	443	387	317	275	2,229
神経症性障害、ストレス関連障害等		129	171	190	155	108	116	869
生理的障害等						25	31	56
成人のパーソナリティ障害				19	31	18	31	99
知的障害(精神遅延)		53	60	41	31	28	62	275
心理的発達の障害		279	270	279	279	252	469	1,828
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		31	55	62	62	56	93	359
てんかん								
その他								
合計		3,396	3,367	3,383	3,300	2,872	3,160	19,478

(3) 職員の状況 (単位：人)

職 種 別	H30(2018).3.31現在	H31(2019).3.31現在
医 師	6	7
医 療 技 術 職 員	9	11
看 護 師	62	64
事 務 職 員	17	16
技 能 労 務 職 員	1	1
計	95	99

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書 (平成30年(2018年)10月1日から平成31年(2019年)3月31日まで) (単位：円)

医業収益	382,956,438	
医業費用	924,088,018	
当期営業損失		541,131,580
医業外収益	451,491,518	
医業外費用	30,034,862	
当期営業外利益		421,456,656
当期経常損失		119,674,924
特別利益		2,413,079
特別損失		3,030,957
当期純損失		120,292,802

- 3 令和元年度(2019年度)の経営方針
- ・ 県民のための精神科医療機関としての使命を果たす。
 - ・ 患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力のもと、安心できる医療を実現する。
 - ・ 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療の推進を図る。
 - ・ 患者様の視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に努める。
 - ・ 全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

4 令和元年度(2019年度)当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数 150床
 入院患者 42,090人(1日平均 115人)
 外来患者 26,620人(1日平均 110人)

(注)平成20年(2008年)4月1日から許可病床200床のうち50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定 (単位:千円)

病院事業収益	1,762,270	医療収益	851,980
		医療外収益	910,290
病院事業費用	1,757,027	医療費用	1,701,713
		医療外費用	55,264
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

資本的収入	0		0
資本的支出	424,272	建設改良費	198,640
		企業債償還金	225,632

熊本県公告第105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1049番5
 244.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 熊本市東区沼山津一丁目14番21号c o u r t 遊悠館201
 永田 直也

熊本県公告第106号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)6月18日から同年7月1日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
出田 力	熊本市東区下江津	熊本市東区画図町大字所島字牛合879番
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区上南部一丁目39番ほか1筆
山下 真功	熊本市東区小峯	熊本市東区小山町2468番ほか1筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市西区中原町字四反割1691番2ほか2筆

吉川 正子	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字南中新地2731番
吉田 信利	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字宮下95番1
上野 光国	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字浪荒井160番1
前村 勝憲	熊本市西区沖新町	熊本市西区中原町字上古閑4番1ほか2筆
永松 仁士	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字葭原1590番1ほか1筆
起田 久義	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字四反割1674番ほか1筆
上妻 純一	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字南潟1846番ほか2筆
上妻 義照	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字踊松2496番
中尾 成洋	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字南中新地2783番
西田 恭	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字浪荒井165番1ほか10筆
西田 恭	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字浪荒井157番ほか4筆
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中島町字中新地2594番3ほか15筆
松岡 信行	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字下井龍3670番ほか1筆
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区島口町字北一385番ほか9筆
山形 秀雄	熊本市南区白石町	熊本市南区白石町字南潟1115番
下田 隆博	熊本市南区美登里町	熊本市南区美登里町字園田215番1
前田 隆成	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南中割3714番
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区砂原町字下居上911番ほか10筆
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区砂原町字上九反田721番ほか2筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字土取1875番1
中川 貴光	熊本市南区内田町	熊本市南区銭塘町字北拾町968番ほか1筆
岡本 拓也	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町杉島字長江1066番ほか14筆
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中原町字中塘外2722番15ほか6筆
改原 勝義	熊本市南区富合町新	熊本市南区富合町木原字目黒町838番

2 申請年月日
令和元年(2019年)5月31日

正 誤

平成31年(2019年)4月9日熊本県内水面漁場管理委員会指示第1号(うなぎの採捕制限)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	48	委員会指示第213号	委員会指示第1号